

平成29年4月

平成29年度北海道生活基盤施設耐震化等補助金に係る配分方針

北海道環境生活部長

平成29年度生活基盤施設耐震化等補助金については、水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援するため、所要の経費を計上したところである。

配分にあたっては、水道施設の耐震化を推進し災害に強い強靱な北海道をつくとともに、水道事業者等の運営基盤の強化を促進し持続的な運営を図ることで、将来にわたって安全で安心な水道水の安定的な供給を実現できるよう、水道事業者等が実施する水道施設の耐震化に関する事業、広域化を実現する事業、官民連携の導入を検討する事業に要する費用について、基本率に次の指標に係る加算率を加え、要望額に乗じて配分を行うこととする。

区分	指標	加算率
全 事 業	・ 広域化を実現する事業	+ 20%
	・ 官民連携の導入を検討する事業	
	・ 水道施設台帳整備事業（平成29～31年度の時限措置）	満額措置
給 <sup>※</sup> 水 人 口 5 万 人 以 下 の 水 道 事 業	・ 公営企業会計を導入している事業（簡易水道事業に限る）	+ 5%
	アセットマネジメント（ⅢCもしくはⅣD）を実施済みのものについて、 ・ 水道事業ビジョン策定済の事業	
	アセットマネジメント（ⅢCもしくはⅣD）を実施済みのものについて、 ・ 管路に関する事業については更新・耐震化計画（基幹管路）策定済の事業 ・ 施設に関する事業については更新・耐震化計画（基幹構造物）策定済の事業	
	・ 簡易水道事業が行う事業（平成29年度の時限措置）	+ 15%
・ 交付金最終年度の事業 ・ 基幹水道構造物の耐震化を行う事業		

※ 平成26年度末時点の現在給水人口